

第3章 障害福祉サービス等の推進方策

1. 障害福祉サービス等の考え方

障害者自立支援法は、障害福祉に関するサービスを一元化し、市町村が中心となって効果的・効率的に提供していくことをめざして制定されました。障害保健福祉制度全体の大きな改革であるため、とりわけ移行期である現在は、当事者の生活や事業者の運営などにさまざまな影響が生じており、さらに議論を重ねながらよりよい制度としていくことが求められますが、これまで障害ごとに縦割りだったしくみを自立支援給付として再構築し、国の義務的経費に位置づけたことで、このしくみを土台として、一人ひとりのニーズに対応しつつ、地域の状況にあった障害者支援のしくみを構築していくうえでは、重要な役割を担っていくものです。

わが国の社会福祉は、だれもが地域のなかで安心して心豊かに暮らせるよう、地域の力をあわせて、地域にあった支援のしくみをつくることをめざす「地域福祉」を柱とすることになりました。障害者自立支援法は、この地域福祉の考え方を前提にして成り立つものだといえます。国が義務的経費で保障するサービスを土台として有効に活用しつつ、地域のさまざまな力を集めて、いかに地域で暮らす一人ひとりのニーズにあった支援ができるかが、各々の地域の力として問われています。もちろん、もとの土台が十分なものかどうかを検証し、地域の力だけでは賅いきれない部分を埋めるよう求めていくことも、私たちの役割です。そのために、ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念として掲げた「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」をめざして、障害があるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに理解しあい、共感をもって取り組んでいくことが求められます。

2. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

(1) 自立とエンパワメントを支援する的確な相談支援・サービスを提供します

“自分らしい暮らし”を支援することが障害福祉サービス等の目標です。それは“自分らしい暮らしとは何なのか”という自分が望むライフスタイルを一人ひとりが描き、それを実現していくためのプランを考えていくことから始まります。そのために、一人ひとりの思いを引き出し、尊重しながらともに考えていく相談支援を障害福祉サービス等の「要」と位置づけ、必要な支援が的確に利用できる体制づくりをすすめます。

具体的な支援を行う自立支援給付や地域生活支援事業の各々のサービスについても、利用者のニーズにあうことはもちろん、自立を支援するよう、当事者の主体性を高めることも含めた質の高いものでなくてはなりません。各々のサービスを提供する事業者や従事者が自らの意識や技術を高め、サービスの質の向上に不断の努力を行っていくよう、利用者の声を反映しながら取り組んでいきます。

(2) 利用者が選択できる十分かつ多様なサービスを確保・創出します

利用者が望む“自分らしい暮らし”を支えるためには、ニーズに応じて選択できる十分かつ多様なサービスがあることが不可欠です。障害福祉サービス等については、すでに社会福祉法人、その他の営利・非営利の法人などの多くの事業者がサービスを提供していますが、今後のニーズ予測をふまえて必要となるサービスが的確に確保され、利用者に選択されるサービスをめざして切磋琢磨することでサービスの質を高めしていくよう、新たな事業者の参入なども含めて促進していきます。

また、サービスを提供する事業者が不足している「行動援護」などの確保を図るとともに、日中活動や居住に関するサービスを提供する事業者ができるだけ速やかに新体系のサービスに移行するよう、事業者と連携して取り組みます。

新たなサービスである「重度障害者等包括支援」は、対象者が限られているものの、地域のなかでいろいろな支援を柔軟に組み合わせる“小規模多機能型”のサービスとして、地域と連携した支援をすすめていく観点からも重要な意味をもつサービスだといえます。こうした考え方に基づく支援を幅広くすすめていくよう、日中活動や居住のサービスを提供する施設や地域活動支援センター等についても、本市の地域特性をふまえて“地域の拠点”としての役割を担っていくよう促進していきます。

(3) 重度障害者の地域生活・地域移行と社会参加を支援する体制をつくります

障害福祉計画では、施設や病院で生活している人の地域生活への移行と、就業を希望する人の一般就労への移行が重点的な課題として位置づけられます。

地域での生活が可能な状態にありながら、支援や生活環境などの条件が不十分なために施設や病院で暮らしている人の地域への移行を支援することはあたりまえのことです。しかし、実際に移行をすすめるには、地域生活への意欲や必要な知識・技術などを身につけながら、必要な支援のネットワークと環境整備を行っていく必要があります。そのために、地域移行支援センター等が中核となり、地域自立支援協議会などを通じて関係機関等の連携を図りながら、当事者のニーズに応じた支援のしくみを組み立て、着実に移行をすすめていきます。また、新たな社会的入所や入院を防ぐよう、だれもが地域で暮らせる支援と環境づくりをすすめます。

また、就業を希望する人の一般就労への移行を促進するよう、就労移行支援事業やジョブコーチによる支援などをはじめ、就労支援の取り組みを充実するとともに、市や民間企業等における障害者雇用の拡充を図っていくよう、就業・生活支援準備センターを中心としながら、関係機関・団体等の連携による取り組みを推進します。

(4) 地域のさまざまな力が連携できる支援のしくみをつくります

障害がある人の日常生活への支援は、障害福祉サービス等をはじめとする公的な制度を中心にすすめていきますが、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応するには、地域の人々や地域福祉活動を行っている団体などによるインフォーマルな（制度によらない自主的な）支援も不可欠です。また、日常生活に深く関わる商業やサービス業などの事業者が、障害がある人のニーズに配慮したサービスを行うことで、生活の幅が大きく広がります。こうしたことを多くの人が理解し、障害がある人のニーズを地域の課題として、公的サービスなどとも連動しながら効果的な支援ができるよう、市民や事業者による取り組みの促進や、各々が連携してより効果的な展開を図るためのしくみづくりなどをすすめます。

また、地域の人々が障害について理解し、日常的な交流を広げながら、緊急時などには支援しあえる関係をつくっていくことも、地域で安心して暮らし続けられることにつながります。個人のプライバシーを守ることは当然ですが、おたがいに信頼しあって理解しあい、困ったときには支えあえる地域づくりをすすめるよう、社会福祉協議会等の地域福祉推進機関とも連携して取り組んでいきます。

3. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策

※この「サービス見込量」は、障害福祉サービス等が開始した平成18年度における利用状況や意向等をふまえて推計したものであり、今後、制度やニーズの動向などをふまえて、適宜、見直しを行っていくものとします。

(1) 障害福祉サービスの見込量と確保策

障害福祉サービス（自立支援給付に基づく介護給付・訓練等給付のサービス）の1か月あたりの見込量とサービス提供体制を確保するための方策をつぎのように定めます。

①訪問系サービス

【サービス提供の考え方】

訪問系サービスでは、従来の居宅介護、行動援護に加え、重度訪問介護と重度障害者等包括支援が設けられました。一方、移動支援は地域生活支援事業として提供するとともに、自立支援給付の対象とならない人への生活サポート事業も地域生活支援事業として実施します。

状況やニーズに応じてこれらのサービスを的確に利用できるよう、サービス提供体制を確保するとともに、適切なマネジメントを行う相談支援との連携を図りながら推進します。

【サービス見込量】

訪問系サービスの見込み量は、国、大阪府の基本指針をふまえつつ、平成17年度のサービス利用実績とニーズ調査等による今後の利用意向を勘案して下表のように推計しました。

訪問系サービスの見込量（1か月あたり）

（単位：時間）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
身体障害者	居宅介護	2,370	2,610	2,869	2,978
	重度訪問介護	2,628	2,895	3,181	3,303
	重度障害者等包括支援	201	214	228	236
知的障害者	居宅介護	528	588	615	666
	行動援護	21	171	398	429
	重度障害者等包括支援	374	427	487	527
精神障害者	居宅介護	588	717	872	1,194
	行動援護	7	13	22	31
障害児	居宅介護	619	701	794	744
	行動援護	0	14	33	83
合計	居宅介護	4,105	4,616	5,150	5,582
	重度訪問介護	2,628	2,895	3,181	3,303
	行動援護	28	198	453	543
	重度障害者等包括支援	575	641	715	763

【サービス確保の方策】

- * 必要なサービスが確保できるよう、従来から居宅介護のサービスを提供してきた事業者や、新規の事業者によるサービス提供を促進します。
- * 特に、新たに一元化された精神障害者に対するサービスを確保するとともに、新設された重度訪問介護や重度障害者等包括支援、事業者が不足している行動援護を提供する事業者を増やしていくよう、事業者連絡会等とも連携して取り組みます。
- * サービスの質を高め、利用者本位の視点で一人ひとりの状況に応じた自立支援をすすめるよう、事業者連絡会等と連携しながら従事者の資質の向上を図るとともに、同性介護の確保など、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保に取り組みます。

②短期入所

【サービス提供の考え方】

従来、短期入所として実施していた知的障害者や障害児の日中利用は日中一時支援事業として地域生活支援事業で実施することになり、短期入所では宿泊して利用するサービスを提供します。

必要なときに利用できるよう、受け入れ体制の確保を図るとともに、緊急の利用に対応できるよう、障害程度区分認定の推進を図ります。

【サービス見込量】

短期入所の見込み量は、国、大阪府の基本指針をふまえつつ、平成17年度のサービス利用実績とニーズ調査等による今後の利用意向を勘案して下表のように推計しました。

短期入所の見込量（1か月あたり）

（単位：人日（延べ日数））

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所	身体障害者	56	62	68	80
	知的障害者	168	195	227	302
	精神障害者	12	19	29	55
	障害児	41	45	50	57
	合計	277	321	374	494

【サービス確保の方策】

*必要なサービスを確保するとともに、緊急時に対応できるよう、従来からサービスを提供してきた事業者などでの受け入れ体制を充実するよう推進します。

③日中活動系サービス

【サービス提供の考え方】

日中活動系サービスは、従来の入所・通所施設やデイサービスが再編され、介護給付の生活介護、療養介護、児童デイサービスと、訓練等給付の自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の新体系になり、平成23年度までのおおむね5年間に移行します。訓練等給付では「障害者がもっと働ける社会に」という障害保健福祉改革の理念に沿って、利用期限や目標工賃などの考え方も導入されています。また、地域生活支援事業として地域活動支援センター事業（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）が創設されました（平成18年度は経過的デイサービスも実施します）。

市内の事業者が適切に新体系サービスに移行し、必要な生活支援や就労支援が受けられるよう、施設協議会等と連携して推進します。

【サービス見込量】

日中活動系サービスは、大阪府が作成した「サービス見込量推計ワークシート」を活用し、市内の事業者に対する「新体系サービス移行希望調査」の結果を勘案して次ページの表のように推計しました。

【サービス確保の方策】

- *利用者のニーズにあった生活支援や就労支援のサービスが提供できるよう、新体系サービスへのスムーズな移行を、施設協議会等と連携して推進します。市立すばる・北斗福祉作業所は、指定管理者と連携して、適切な事業実施を図ります。
- *就労移行支援については、国の基本指針で現在の福祉施設利用者の2割以上が利用することをめざすものとされており、事業者等と連携しながら確保と利用の推進を図ります。
- *就労継続支援については、国の基本指針で就労継続支援利用者の3割をA型とすることが目標とされていることから、広域的な連携も含めて事業所の確保に努めます。
- *養護学校の卒業者や市外の入所施設から地域生活に移行する人などの状況を勘案し、必要な施設の整備を推進します。

日中活動系サービスの見込量（1か月あたり）

（単位：人日（延べ日数）〔療養介護は(人)〕）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
身体障害者	生活介護	44	1,655	1,816	2,767
	自立訓練(機能訓練)	0	24	31	123
	就労移行支援	44	208	232	165
	就労継続支援(A型)	0	0	90	125
	就労継続支援(B型)	0	102	211	367
	旧法施設支援	3,087	1,272	936	0
知的障害者	生活介護	1,109	3,197	3,951	8,629
	自立訓練(生活訓練)	0	94	123	490
	就労移行支援	0	183	397	1,514
	就労継続支援(A型)	0	0	90	441
	就労継続支援(B型)	22	196	322	888
	旧法施設支援	9,686	7,439	6,469	0
精神障害者	生活介護	0	172	173	313
	自立訓練(生活訓練)	0	168	198	659
	就労移行支援	0	19	85	296
	就労継続支援(A型)	0	24	42	174
	就労継続支援(B型)	0	257	313	862
	旧法施設支援	1,720	1,243	1,237	0
合計	生活介護	1,153	5,024	5,940	11,709
	自立訓練	0	286	352	1,272
	就労移行支援	44	410	714	1,975
	就労継続支援(A型)	0	24	222	740
	就労継続支援(B型)	22	555	846	2,117
	旧法施設支援	14,493	9,954	8,642	0
療養介護	(人)	1	4	4	4
児童デイサービス		211	211	211	211

④居住系サービス

【サービス提供の考え方】

居住系サービスも、従来の入所施設やグループホーム等が再編され、介護給付としての共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援と、訓練等給付としての共同生活援助（グループホーム）の新体系になり、平成23年度までのおおむね5年間に移行します。これらは日中活動系サービスと区分され、“職住分離”が図られました。

市内の事業者が適切に新体系の事業に移行するよう、施設協議会等と連携して推進します。また、福祉施設で生活している人の地域生活への移行や社会的入院の状態にある人の早期退院、自立生活に向けた受け皿として、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の整備を推進します。

【サービス見込量】

居住系サービスについても、大阪府が作成した「サービス見込量推計ワークシート」を活用し、市内の事業者に対する「新体系サービス移行希望調査」の結果を勘案するとともに、施設や病院から地域生活に移行する人の目標値をふまえて下表のように推計しました。

居住系サービスの見込量

(単位：人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
身体障害者	共同生活介護	1	2	3	6
	施設入所支援	7	16	24	40
	旧法施設入所	35	25	16	0
知的障害者	共同生活援助	90	101	122	169
	共同生活介護				
	施設入所支援	23	42	66	98
	旧法施設入所	86	60	34	0
精神障害者	共同生活援助	17	22	27	42
	共同生活介護				
	施設入所支援	3	8	11	13
	旧法施設入所	10	5	2	0
合計	共同生活援助	108	125	152	217
	共同生活介護				
	施設入所支援	33	66	101	151
	旧法施設入所	131	90	52	0

【サービス確保の方策】

- *市内の入所施設の新体系サービスへのスムーズな移行を推進します。
- *共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の整備を推進するよう、地域移行支援センター（2か所）とも連携して推進します。
- *共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の整備と適切な運営を確保するよう、制度の充実を国等に要望するとともに、支援策を検討します。

⑤相談支援

【サービス提供の考え方】

自立支援給付では、地域生活に移行する人や家族等の支援が得られず自分で計画的なサービス調整を行うことが難しい利用者など、特に計画的な支援が必要な人に対するサービス利用計画の作成が創設されました。

必要な人が的確に利用できるよう、指定相談事業所の確保を図り、質の高いケアマネジメントを推進するとともに、対象となる人への通知を行うなど、利用促進を図ります。

【サービス見込量】

相談支援は、国、大阪府の基本指針をふまえ、施設や病院から地域生活に移行する人の目標値をふまえるとともに、ニーズ調査の結果等に基づいて、下表のように推計しました。

相談支援の見込量

(単位：人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
サービス利用計画作成	身体障害者	2	4	7	15
	知的障害者	5	9	14	30
	精神障害者	3	8	14	42
	合計	10	21	35	87

【サービス確保の方策】

- *サービス利用計画を作成する指定相談支援事業所の確保を図ります。また、質の高いケアマネジメントを実施するよう、地域自立支援協議会において検討するとともに、相談支援事業を実施する事業所（市・委託）と連携した事業展開を推進します。

(2) 地域生活支援事業の内容と事業量

地域生活支援事業には、必須事業として相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5つの事業があり、これら以外に市町村が判断して実施する任意事業があります。

これらの事業について、本市で実施する事業の内容と事業量をつぎのように定めます。

①相談支援事業〔必須事業〕

【事業の考え方と内容】

相談支援事業は、3障害すべてで契約して利用する制度となった障害福祉サービス等をすすめるうえで「要」となる役割を担うものであり、関係機関・団体等が参加する地域自立支援協議会で検討・協議を行いながら、適切な事業を行っていくよう推進します。

相談支援事業は、市が直接運営する2か所と、3障害に対応した専門性をもつ事業所に委託する3か所の計5か所の事業所で実施します。これらの事業所のうち、市立総合センターで実施する寝屋川市相談支援事業が、各事業所と連携しながら、相談支援事業全体の推進を図ります。

3障害に対応した委託相談事業所では、成年後見制度利用支援事業も実施します。また、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施についても検討し、こうした事業を総合的に行うことで、施設や病院から地域生活に移行する人なども含めた自立生活の支援や、一般就労に移行した人への生活面でのサポートなどを継続的に行っていくよう、これらの目標値をふまえて的確に対応していく体制の確保を図ります。

また、サービス利用計画を作成する指定相談支援事業者や、障害者支援に関する専門相談機関、地域福祉推進機関等と連携を推進するよう、「相談支援ネットワーク」を確立していきます。

【事業量】

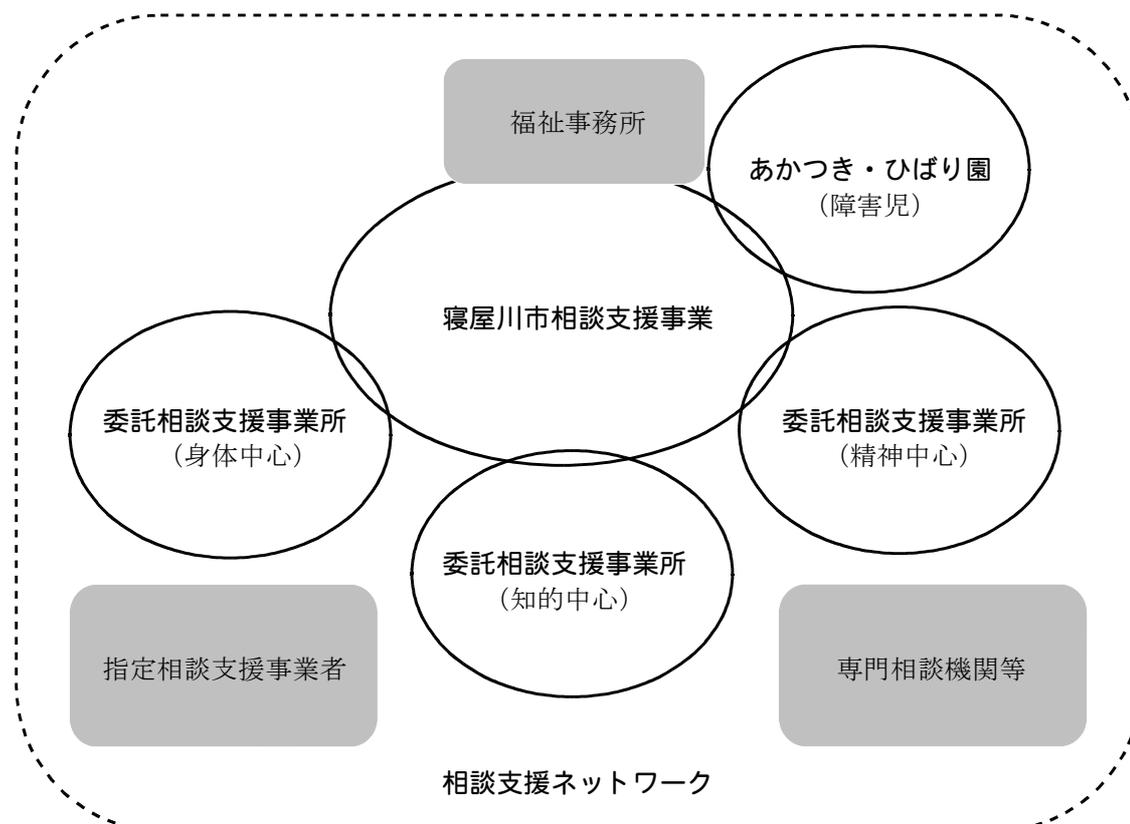
相談支援事業は、上記の考え方をふまえて、下表の事業所数等で実施します。

相談支援事業の事業量

(単位：か所)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	5	5	5	5
地域自立支援協議会	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	3	3	3	3

相談支援事業と相談機関等との連携（相談支援ネットワーク）のイメージ



②コミュニケーション支援事業【必須事業】

【事業の考え方と内容】

コミュニケーション支援事業では、聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者と要約筆記者の派遣を行うとともに、視覚に障害がある人の社会参加を促進するための点訳・音訳も引き続き推進します。

また、盲ろう者への支援なども含めた多様なニーズに対応した手話通訳者・要約筆記者を確保するよう、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業(※)を実施します。

(※)「その他の事業(任意事業)」として実施します。

【事業量】

コミュニケーション支援事業の事業量は、平成17年度の利用実績をもとに、今後の利用者数の推移の予測をふまえて、下表のように推計しました。

コミュニケーション支援事業の事業量(年間)(※)18年度は下半期分

(単位：人日(延べ日数))

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手話通訳	(※) 150	307	314	333
要約筆記	(※) 15	31	31	33

③日常生活用具給付等事業【必須事業】

【事業の考え方と内容】

日常生活用具給付等事業では、従来の事業を引き継ぎ(※)、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を行います。

(※)一部、補装具から日常生活用具に移行したものもあります。

【事業量】

日常生活用具給付等事業の事業量は、平成17年度の利用実績をもとに、今後の利用者数の推移の予測をふまえて、次ページの表のように推計しました。

日常生活用具給付等事業の事業量（年間）（※）18年度は下半期分（単位：件）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護訓練支援用具	(※) 18	37	37	40
自立生活支援用具	(※) 38	76	78	81
在宅療養等支援用具	(※) 32	64	65	68
情報・意思疎通支援用具	(※) 54	111	112	118
排泄管理支援用具	(※) 1,669	3,413	3,490	3,706
住宅改修費	(※) 4	7	7	8

④移動支援事業【必須事業】

【事業の考え方と内容】

移動支援事業は、居宅介護等の訪問系サービスと区分され、地域生活支援事業として実施することになりました。なお、重度の障害がある人で、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を利用する人は、各々のサービスのなかに移動に関する支援も含まれます。

移動支援事業では、従来からの個別支援型に加え、グループ支援型と車両移動型のサービスも実施します。これらのサービスを利用者のニーズに応じて適切に行うよう、従来からガイドヘルプサービスを提供してきた事業者をはじめとしてサービス提供体制を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上に取り組みます。

【事業量】

移動支援事業の事業量は、平成17年度のガイドヘルプサービス利用実績から、自立支援給付の重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を利用する人を勘案し、ニーズ調査の結果等ふまえて、下表のように推計しました。

移動支援事業の事業量（年間）（※）18年度は下半期分（単位：時間）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	身体障害者	(※) 21,848	45,044	46,425	49,641
	知的障害者	(※) 14,185	31,657	35,316	39,325
	精神障害者	(※) 72	662	3,034	4,036
	障害児	(※) 4,453	10,435	12,219	12,947
	合計	(※) 40,558	87,798	96,994	105,949

⑤地域活動支援センター事業〔必須事業〕

【事業の考え方と内容】

多様なニーズに対応した日中活動の場として、従来の事業の移行も含めて、地域活動支援センターの整備を推進します。

地域活動支援センターⅠ型は、従来の精神障害者地域生活支援センターの機能をもつ相談支援や日中活動支援の場として、専門性を有する事業所に委託して実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、従来、障害福祉センターやデイサービスセンター等で実施していたデイサービスを引き継ぎ、市の障害福祉センターおよび事業所に委託して実施します。

【事業量】

地域活動支援センター事業は、上記の考え方をふまえて、下表の事業所数等で実施します。

地域活動支援センター事業の事業量

(単位：か所)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
地域活動支援センター	3	4	4	6
Ⅰ型	1	1	1	1
Ⅱ型	2	3	3	5

⑥その他の事業〔任意事業〕

【事業の考え方と内容】

本市では、任意事業として下記の事業を実施します。

○日中一時支援事業

介護者が一時的に介護ができないとき（昼間）の支援や、日中の活動の場として、従来の短期入所の日中利用のサービスを、引き続き障害福祉サービス事業所で提供します。

○生活サポート事業

介護給付の支給決定の対象とならない人で、日常生活に支援が必要な人にホームヘルパーを派遣し、日常生活や家事などの支援を行います。

○訪問入浴サービス事業

家庭の浴槽での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供します。

○**経過的デイサービス事業**（平成18年度のみ）

従来のデイサービスのうち、新体系サービスに移行しない事業所で、平成18年度中は継続してサービスを実施します。なお、平成19年度以降は、経過的デイサービス利用者が継続して必要なサービスを利用できるよう、事業所が適切な新体系サービス等に移行できる方策を検討・推進します。

○**スポーツ・レクリエーション教室開催等事業**

スポーツ・レクリエーションを通じてQOL（生活の質）の向上や社会参加をすすめるよう、スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。

○**点字・声の広報発行事業**

「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」を視覚障害者等に配付します。

○**手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業**

手話通訳者・要約筆記者を養成するための講座を実施します。

○**更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業**

更生訓練（就労移行支援、自立訓練、旧法施設支援）を受けている身体障害者の社会復帰を促進するために、更生訓練費と就職支度金を給付します。

○**自動車改造助成事業**

重度の障害があり、就労などに自動車が必要な人が障害に適応した改造を行う際に、経費の一部を助成します。

【事業量】

各事業の事業量は、下表のとおりです。

その他の事業の事業量（年間）（※）18年度は下半期分

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日中一時支援事業（回）	（※） 920	1,881	1,924	2,050
生活サポート事業（回）	（※） 4	50	50	50
訪問入浴サービス事業（回）	（※） 162	360	396	432
経過的デイサービス事業（回）	（※） 852	-	-	-
自動車改造助成事業（件）	（※） 3	7	8	11

4. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策

障害福祉計画では、障害者の自立支援をすすめるうえでの重点的な取り組みとして、福祉施設や医療機関で暮らしている人の地域生活への移行や、福祉施設で就労訓練等を行っている人の一般就労への移行を推進するよう、平成23年度の目標数値を示すこととされています。

本市では、国、大阪府の基本指針等をふまえて、つぎの目標を定め、障害福祉サービス等の充実を図るとともに、関係機関・団体等との連携を含む多様な取り組みをすすめます。

(1) 地域生活への移行

【目標値】

○福祉施設で生活していて、地域生活への移行をすすめる人

国の基本指針では、施設で生活している人の1割について地域生活への移行をすすめることを目標とするものとしています。

一方、大阪府では、施設で生活している人の障害程度区分認定（一次判定）の状況等をふまえ、23%の人について地域生活への移行をすすめるものとしています。

本市では、国の基本指針をふまえるとともに、府立施設で生活している人の状況を勘案して、次ページの表のとおり平成23年度末までに、現在、施設で生活している人（平成17年10月現在で174人）の約15%にあたる26人が地域生活に移行することをめざすものとします。

また、国の基本指針では、平成23年度の施設入所者数の削減目標を、7%以上を基本として地域の実情に応じて設定するものとしています。本市では、平成23年度の施設入所支援の見込量を151人とし、現在の174人から約13%の削減をめざすものとします。

○社会的入院の状況にあって、地域生活への移行をすすめる人

国の基本指針では、受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者7万人の退院促進を図るものとしています。

一方、大阪府はこれまでの退院促進支援事業等の実績をふまえ、府内で平成23年度までに退院可能な人を1,908人と設定しています。これを人口で按分すると本市では27人となります。

本市では、この大阪府の考え方にに基づき、平成23年度末までに27人が地域生活に

移行することをめざすものとしします。

施設・病院から地域生活に移行する人の目標

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設から移行	3	4	4	4	5	6
累計	3	7	11	15	20	26
病院から移行	2	3	4	5	6	7
累計	2	5	9	14	20	27

【推進方策】

- * 地域で自立して生活するうえで必要となるさまざまな支援の調整や新たな資源の開発、地域との協力関係の確立、利用者自身の自立意識の高揚などを総合的に支援するよう、地域自立支援協議会（相談支援・地域移行支援・権利擁護支援に関する部会）における協議などを行いつつ、相談支援事業所によるサービス利用計画の作成や成年後見制度の利用支援などを含めたケアマネジメントを推進するとともに、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施についても検討します。また、精神障害者退院促進支援事業における自立支援員との連携を図るとともに、必要に応じて具体的な生活支援をきめ細かく行う体制づくりも検討します。
- * 地域での住まいの場として、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備を推進します。
- * 地域での日中活動の場として、各々のニーズに応じた日中活動系サービスの確保を図ります。
- * 地域で必要な医療やリハビリテーション等が受けられるよう、関係機関等と連携して充実を図ります。
- * 施設や病院で生活していた人を地域で受け入れ、日常的なつきあいを通じて見守りや支援をすすめていくよう、障害についての市民の理解を広くすすめていくとともに、関係機関、事業者等と連携して支援するしくみや担い手の養成を推進します。

（２）福祉施設から一般就労への移行

【目標値】

国の基本指針では、福祉施設から一般就労に移行する人を平成23年度に現状の4倍にすることを目標としています。

大阪府は、府内で福祉施設から一般就労に移行した人の現状を、平成16年度の施設調書のデータから204人と設定しています。これを施設利用者数で按分すると、本市

では6.5人となります。

本市では、この大阪府の考え方にに基づき、平成23年度には現状の4倍の26人が一般就労に移行することをめざすものとします。

福祉施設から一般就労に移行する人の目標

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般就労に移行	2	6	10	15	20	26
累計	2	8	18	33	53	79

【推進方策】

- * 就労後のサポートも含めた総合的な就労支援をすすめていくよう、地域自立支援協議会（就労支援に関する部会）における協議などを行いつつ、就業・生活支援準備センター、自立相談事業、相談支援事業所等の相談支援機関や、就労移行支援事業を行う事業者、公共職業安定所、養護学校などの専門機関が連携するとともに、各々の専門性を活かして役割を分担して効果的な取り組みを推進します。
- * 就労移行支援事業の推進を図るよう、新体系サービスへの円滑な移行を促進するとともに、事業内容の充実を図るよう、施設協議会等とも連携して取り組みます。
- * 就業に向けた実践的な訓練として、障害者委託訓練事業や障害者試行雇用（トライアル雇用）事業などの積極的な活用を図るとともに、体験実習の場づくりなどを推進します。また、ジョブコーチの活用を図るとともに、ジョブサポーター的な役割を担う人の養成などにも取り組みます。
- * 就労の場を確保するよう、障害者雇用や環境整備に関する啓発や理解に向けた取り組みを、公共職業安定所と連携するとともに、商工会議所や青年会議所等の協力を得ながら推進します。
- * 就業後の職場定着を図るうえで、生活面を含めた継続的な支援を行っていくよう、委託相談支援事業所等での体制の整備を図ります。
- * 地域自立支援協議会（就労支援に関する部会）の取り組みを推進するなかで、市・関係機関、就労支援事業所、民間事業所（企業等）等による包括的な就労支援のネットワークづくりに取り組みます。その際は、北大阪商工会議所や枚方公共職業安定所等との効果的な展開を図るよう、周辺自治体と連携した広域的な取り組みも検討します。

